

離婚届 (記載例)

※消えるボールペンで書かないでください。

離婚届

令和〇年△月□日届出
(宛先)
静岡県富士市長

受理	令和	年	月	日
第				
書類調査	戸籍記載	記	通知	

婚姻中の氏のまま(夫妻同じ氏)で書いてください。

訂正する場合は、二重線で消して、正しい内容を書いてください。さらに、欄外に署名をしてください。

届出人署名欄に押印した場合は、訂正の二重線の上に、署名欄の押印と同じ印で訂正印を押してください。

修正液や修正テープは使用しないでください。

朱線部訂正
訂正署名又は押印

夫	(富士)
妻	富士花子

夫妻の話し合いによる離婚 ⇒ 協議離婚

裁判所で成立・確定した離婚 ⇒ 調停・審判・和解・請求の認諾・判決

婚姻時に氏が変わった方は、離婚届の際に氏をもとにもどすかまたは現在の氏のままにするかを選ぶことができます。

※この欄の詳しい書き方は、裏面をご覧ください。

未成年の子がいるときは、親権者をどちらにするか決めて、親権者となる方が子の氏名をフルネームで書いてください。

※親権を決めても子の戸籍は変わりません。子の戸籍の異動を希望する場合は、離婚届出後に別の手続きが必要です。

(フリガナ) 夫 フジ タロウ 妻 フジ ハナコ	氏名	富士 太郎	富士 花子
生年月日	昭和53年5月5日	昭和52年2月2日	
住所	静岡県富士市米之宮町 288番	静岡県富士市高嶺町 6番3号	
本籍	静岡県富士市米之宮町 288番	静岡県富士市高嶺町 6番3号	
筆頭者の氏名	富士 太郎	静岡 一男	静岡 梅
父母及び養父母の氏名	父 富士 一 母 富士 正子	父 静岡 一男 母 静岡 梅	父 静岡 梅 母 静岡 梅
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚	<input type="checkbox"/> 調停	<input type="checkbox"/> 審判
婚姻前の氏にもどる者の本籍	静岡県富士市高嶺町 6番	静岡県富士市高嶺町 6番	静岡県富士市高嶺町 6番
同居の期間	平成25年10月から	平成6年9月まで	
別居する前の住所	静岡県富士市米之宮町 288番	静岡県富士市米之宮町 288番	
別居する前の世帯のおもな仕事	1. 農業... 2. 自由業... 3. 企業... 4. 3にあてはまらない... 5. 1から4にあてはまらない... 6. 仕事を... していない世帯		
夫妻の職業	夫の職業	妻の職業	
届出人署名	夫 富士 太郎	妻 富士 花子	

必ず本人が署名してください。

押印(任意)する場合、印鑑は夫妻別々の印鑑で、シャチハタ等のスタンプ印は使用しないでください。

連絡先
電話 090 (XXXX) XXXX
自宅・勤務先 [] 携帯 []

平日の昼間に連絡のとれる電話番号を記入してください。書類に不備があった場合、連絡することがあります。

ご不明な点があれば、事前にお問い合わせください。
富士市役所 市民課戸籍住民担当 電話 0545-55-2749

記入の注意
鉛筆や消えやす筆頭者の氏名欄外国人のうち、1 台湾 2 パレスチナ そのほか必要

協議離婚(裁判所で成立・確定ではなく夫妻の話し合いによる離婚)の場合、証人は、成人2名の署名が必要です。
当事者以外であれば、親、兄弟、親戚、友人等どなたでも構いません。
氏名・生年月日・住所・本籍を全て、証人本人が記入してください。

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	鷹岡 愛子	今泉 三郎
生年月日	昭和51年5月1日	昭和57年7月7日
住所	静岡県富士市久沢 836番地の1 MCアパート105号	静岡県富士市今泉7丁目 12番37号
本籍	静岡県富士市久沢 836番1	静岡県富士市今泉7丁目 12番

証人訂正署名又は押印

鷹岡愛子

(今泉)

□には、あてはまるものに○のようにしるしをつけてください。
今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります)。

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。
届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

面会交流について取決めをしている。
まだ決めていない。

面会交流: 未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること

経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

養育費の分担について取決めをしている。
まだ決めていない。

養育費: 経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など

このチェック欄についての法務省の解説動画

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。面会交流や養育費のほか、財産分与、年金分割等、離婚をするときに考えておくべきことをまとめた情報を法務省ホームページにも掲載しています。

法務省 離婚

法務省作成のパンフレット

日本司法支援センター(法テラス)では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。

- 届出に必要なもの
- ①離婚届書
 - ②来庁する方の写真付本人確認書類(運転免許証等)
 - ③印鑑(押印した場合)
 - ④裁判所で成立・確定した離婚の場合は、調停調書・審判書等の謄本(審判・判決のときは確定証明書も必要)
 - ⑤国民健康保険資格確認書等、こども医療費受給者証、後期高齢者医療資格確認書等、介護保険被保険者証、マイナンバーカード・住民基本台帳カード(開庁時間内に市民課窓口へ届出をする場合で、夫・妻・同居者のうち富士市に住所がある方の分。同居者についても処理が必要な場合があるため、同居者の分も可能な限りお持ちください。)

該当する子がいる場合、この欄も記入してください。

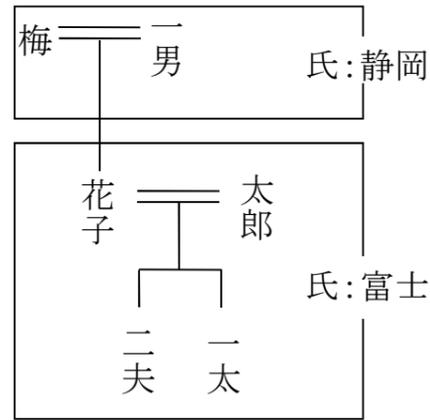
離婚後の氏について

婚姻時に氏が変わった方は、離婚届の際に氏をもとにもどすか、または現在の氏のままにするかを選択することができます。

氏をもとにもどす場合、婚姻前のもとの戸籍にもどるか、あるいは自分だけの新しい戸籍をつくるかについても選択することができます。

現在の氏のままにする場合、自分だけの戸籍を新しく作ります。ここでは、右の例をもとにそれぞれの場合について戸籍異動のイメージと書き方を示します。

例：富士花子（旧姓：静岡）が太郎と離婚する



離婚届書中「婚姻前の氏にもどる者の本籍」欄の書き方

① 氏をもとにもどして、もとの戸籍にもどる場合

婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 は <input checked="" type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる
	<input checked="" type="checkbox"/> 妻 は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる
静岡県富士市富士見台6丁目1番 (番地) 1 (よみかた) しずおか かずお	
筆頭者の氏名 静岡 一男	

婚姻する直前の戸籍にもどります。

② 氏をもとにもどして、新しい戸籍をつくる場合

婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる
	<input checked="" type="checkbox"/> 妻 は <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる
静岡県富士市高嶺町6番 (番地) (よみかた) しずおか はなこ	
筆頭者の氏名 静岡 花子	

③ 現在の氏のままにする場合

婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる
	<input type="checkbox"/> 妻 は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる
番地 (よみかた)	
番 筆頭者の氏名	

この欄には何も記入しないでください。代わりに「離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法77条の2の届）」の届出を同時に行います。

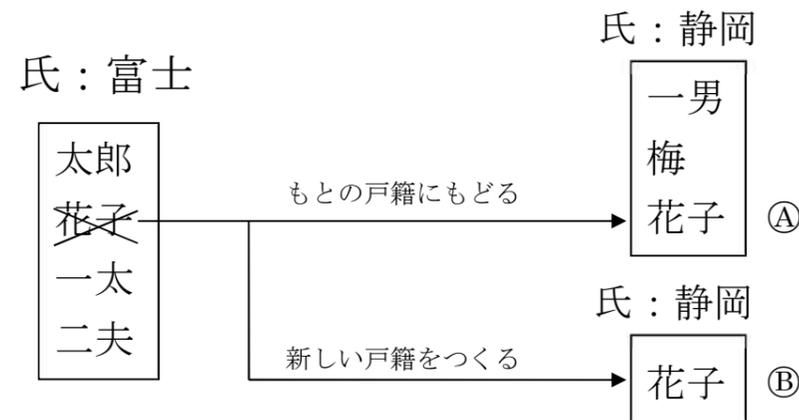
<注意事項>

- ※ 離婚届の際にもとの氏にもどしても、3ヶ月以内に「離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法77条の2の届）」の届出をすれば婚姻時の氏を再び名乗ることができます。
- ※ 「離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法77条の2の届）」の届出をして婚姻時の氏を名乗り、その後で婚姻前の氏にもどそうとする場合、家庭裁判所の許可が必要です。
- ※ 子どもの戸籍の異動を希望する場合、離婚届とは別の手続きが必要です。

ご不明な点があれば、事前にお問い合わせください。

富士市役所市民課戸籍住民担当 0545-55-2749（直通）

氏をもとにもどす場合



現在の氏のままにする

